

募集：例年2回（5・12月予定）

備えて安心 月額550円で補償

保険期間：1年間（自動更新）

契約者：一般財団法人 青森県教育厚生会

引受保険会社：明治安田生命損害保険株式会社

訴訟費用保険

地方公務員対象

地方公務員賠償責任補償特約付普通傷害保険

近年、民事訴訟で職員個人が訴えられるケースや職員の行為に関する住民訴訟が増加しており、「こんなことまで…」と思われる事が訴訟となっています。

当制度は、業務上の行為に起因する訴訟がなされた場合、会員の皆様が負担される争訟費用と法律上の損害賠償金（不当利得返還金を除きます）について保険金をお支払いします。

※訴訟に至らない段階の費用等も補償対象となる場合があります。 ※記載の保険料は確定保険料です。

主な事故例



【ケース1】

教職員がいじめに気付かず、いじめられた生徒が精神疾患になり、管理・指導に問題があったとして、担任の教職員に対して損害賠償が請求された



【ケース2】

部活動中に生徒がケガをしたため、顧問の教職員が見舞金を支払った（損害の発生・拡大を防止するために必要な費用に限り、事前に保険会社の承認を必要とします）

※合計で争訟費用保険金額が限度となります



【ケース3】

内申書の記載ミスにより志望校へ進学できなかったとして、生徒本人および両親から教職員に対して損害賠償が請求された

保険金のお支払い

補償項目		保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払する保険金
公務員賠償責任	争訟費用保険金	最高500万円	被保険者が地方公共団体の職員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に住民訴訟または被保険者に対する民事訴訟がなされたことにより、被保険者が損害を被った場合	訴訟によって生じた費用で妥当かつ必要と認められるもの
	損害賠償金保険金	最高5,000万円		損害賠償金
傷害	死亡保険金	50万円	急激かつ偶発な外来の事故による傷害により、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合/所定の後遺障害が生じた場合	死亡・後遺障害保険金額の全額
	後遺障害保険金 (程度により)	2~50万円		後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%

※詳しくはパンフレットをご覧ください。

パンフレットが必要な方は事業課まで連絡ください。

当ホームページに掲載している内容は2021年度の制度内容（2021年8月1日時点）のもので、ご加入に際しては最新のパンフレットを必ずご参照願います。

- 暴行、体罰、性別・年齢等による差別的取扱い、セクシュアルハラスメントに起因する民事訴訟・被保険者の故意によって生じた損害などについては保険金をお支払いできません。ただし、記載の事由が実際には生じなかった場合、および記載の行為が実際には行われなかった場合には、保険金の支払対象となります。
- 訴訟費用保険の上記は2022年9月30日までの補償内容と保険料です。2022年10月1日からは変更する可能性があります。

1. 募集期間及び保険期間

(1) 通常加入募集（更新募集）

- ①募集期間：4月中旬～6月下旬
- ②保険期間：10月1日～翌年9月末日（以後1年更新）

(2) 中途加入募集

- ①募集期間：12月中旬～翌年1月下旬
- ②保険期間：4月1日～9月末日（以後1年更新）

2. 掛金

毎月徴収明細書で案内します。

3. 保険金の請求

本会を通して保険会社に請求しますので、ご連絡ください。

4. 退職後の取扱い

- ①退職会員に移行した場合、保険年齢65歳まで継続できます。
※再任用となり公務に従事していることが条件となります
継続条件に当てはまらなくなった場合、解約申し出をお願いいたします
- ②掛金は、退職会員登録口座から偶数月の16日（公的年金受給日の翌日）に2ヵ月分ずつ振替します。
- ③退職日から5年以内に在職中の行為に起因する訴訟がなされた場合、退職時の保険契約で補償されます。